



平成18年5月18日

各 位

会 社 名 株式会社 東京エネシス  
代 表 者 名 代表取締役社長 高 濱 健 二  
コ ー ド 番 号 1 9 4 5 ( 東 証 第 1 部 )  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 家 田 洋  
(TEL 03-4253-6361)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、定款の一部変更に関し、平成18年6月29日開催予定の第59期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- (2) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第87号）が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、より効率的かつ経済的な情報開示の方法である電子公告を採用するため、現行定款第4条（公告の方法）を変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告によることができないときの措置を定めるものであります。
- (3) 旧商法第212条の規定に基づく取締役会決議により、平成17年7月5日付で自己株式2,000,000株を消却したことに伴い、現行定款第5条（発行する株式の総数）において、これに相当する株式数を減少するものであります。
- (4) 取締役および監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得るよう、取締役および監査役の責任を合理的な範囲内にとどめるため、変更案第31条（取締役の責任免除）および第39条（監査役の責任免除）を新設するものであります。  
なお、第31条の新設については、監査役全員の一致による監査役会の同意を得ております。
- (5) 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により変更を行うものであります。
  - ① 単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第10条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

- ② 株主総会の開催場所を明確にするため、変更案第15条（開催場所）を新設する  
ものであります。
  - ③ 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等に関する情報について、インターネット  
を利用する方法で開示することにより、株主の皆様の実便性を高めるため、  
変更案第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新  
設するものであります。
  - ④ 取締役会の書面決議が認められたことに伴い、取締役会をより機動的に運営する  
ため、変更案第28条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- (6) 上記のほか、全般にわたって用語および表現の変更を行うとともに、条文の構成等  
を整理するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日（予定）

以 上

変更の内容は次のとおりであります。

なお、変更案第4条（機関）、第7条（株券の発行）、第12条（株主名簿管理人）については、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）の規定により、平成18年5月1日付で変更されたものとみなされております。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（目 的）</p> <p>第2条 当社は<u>つぎ</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 発電電・送配電設備および一般電気工作物の設計ならびに施工</li> <li>2. 情報通信設備の設計ならびに施工</li> <li>3. 化学機械・水処理設備その他設備の設計ならびに施工</li> <li>4. 土木建築工事の設計ならびに施工</li> <li>5. 前各号に付帯する機械器具および材料の製造ならびに販売</li> <li>6. 特定労働者派遣事業</li> <li><u>7.</u> 他事業に対する投資または会社設立の発起人となること</li> <li><u>8.</u> 前各号に関連する一切の事業</li> </ol> <p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は本店を東京都港区に<u>おく</u>。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（目 的）</p> <p>第2条 当社は<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 発電電・送配電設備および一般電気工作物の設計ならびに施工</li> <li>2. 情報通信設備の設計ならびに施工</li> <li>3. 化学機械・水処理設備その他設備の設計ならびに施工</li> <li>4. 土木建築工事の設計ならびに施工</li> <li>5. 前各号に付帯する機械器具および材料の製造ならびに販売、<u>賃貸借、保守管理</u></li> <li>6. 特定労働者派遣事業</li> <li><u>7. 不動産の売買および賃貸借ならびに管理</u></li> <li><u>8.</u> 他事業に対する投資または会社設立の発起人となること</li> <li><u>9.</u> 前各号に関連する一切の事業</li> </ol> <p>（本店の所在地）</p> <p>第3条 当社は本店を東京都港区に<u>置く</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞にこれを掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式 (発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は74,589,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は72,589,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は株式に係わる株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>1単元の株式の数</u>および<u>単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は1,000株とする。 当社は<u>1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）</u>に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p>第8条 当社の<u>単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）</u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨</u>を請求することができる。</p>	<p>(<u>単元株式数</u>および<u>単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は1,000株とする。 当社は本定款第7条の規定にかかわらず<u>単元未満株式に係わる株券を発行しない</u>。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第10条 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する<u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> <li>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></li> </ol> <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p>第11条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の種類)</p> <p><u>第9条</u> 当社の発行する株券の種類は取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は株式に関する事務の取扱につき名義書換代理人をおく。名義書換代理人およびその事務取扱場所はこれを取締役会において定める。</p> <p>当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿はこれを名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、質権登録、信託財産の表示またはその抹消、株券の交付、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取りまたは買増し、その他株式に関する事務はこれを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第11条</u> 株式の名義書換、質権登録、信託財産の表示またはその抹消、株券の交付、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取りまたは買増し、その他株式に関する取扱については取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>[削 除]</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> 当社は株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第13条</u> 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(氏名・住所・印鑑の届出)</p> <p><u>第12条 株主、登録質権者またはその法定代理人はその氏名、住所および印鑑を当会社の定める名義書換代理人に届出なければならない。</u>  <u>前項に定める届出事項に変更を生じたときは変更された事項を届出なければならない。</u>  <u>第2項の届出をなさないために生じた損害については当会社はその責に任じない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p><u>第13条 当会社は毎年3月31日現在の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</u>  <u>前項または本定款に別段の定めがある場合のほか必要があるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日現在の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録質権者とする。</u></p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>[新 設]</p> <p>[新 設]</p>	<p>[削 除]</p> <p>[削 除]</p> <p>第3章 株 主 総 会  (開催場所)</p> <p><u>第15条 当会社は東京都において株主総会を開催する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第16条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者および議長)</p> <p>第15条 取締役社長は取締役会の決議にもとづき株主総会を招集し、その議長となる。 取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が<u>これに当る</u>。</p> <p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p>(決議方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>決する</u>。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>決する</u>。</p>	<p>(招集者および議長)</p> <p>第17条 取締役社長は取締役会の決議にもとづき株主総会を招集し、その議長となる。 取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が<u>株主総会を招集し、議長となる</u>。 <u>取締役会長を選定した場合には、取締役社長とあるのは取締役会長と読み替えるものとする</u>。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 <u>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる</u>。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は法令または<u>本定款</u>に別段の定めがある場合のほか、出席した<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって<u>行う</u>。 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>行う</u>。</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は当会社の議決権<u>ある</u>他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社へ提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 〔記載省略〕</p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 取締役は株主総会<u>でこれを</u>選任する。 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>決する</u>。</p> <p>取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>補欠または増員<u>のため</u>選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了<u>すべきとき</u>までとする。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第20条 株主は当会社の議決権<u>を有する</u>他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社へ提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条 〔現行どおり〕</p> <p>(選 任)</p> <p>第22条 取締役は株主総会<u>において</u>選任する。 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第23条 取締役の任期は<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。 補欠または増員<u>として</u>選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会の決議をもって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u> <u>取締役会の決議をもって代表取締役若干名を選任することができる。</u></p> <p>(招集者および議長、役付取締役の分掌)</p> <p>第22条 <u>取締役会長は取締役会を招集しその議長となる。</u> <u>取締役会長が欠員また事故あるときは取締役社長、取締役社長も事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が議長となる。</u> <u>取締役社長は取締役会の決議を執行し業務を総理する。</u> <u>取締役副社長は取締役社長を補佐し業務を執行する。</u> <u>専務取締役および常務取締役は取締役社長および取締役副社長を補佐して業務を分掌する。</u></p> <p>(業務執行取締役)</p> <p>第23条 <u>前条のほか、取締役会の決議をもって、当社の業務執行を担当する取締役を選任することができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、なお取締役会長1名、取締役副社長および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第25条 <u>取締役社長は取締役会を招集しその議長となる。</u> <u>取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> <u>取締役会長を選定した場合には、取締役社長とあるのは取締役会長と読み替えるものとする。</u></p> <p>(業務執行取締役)</p> <p>第26条 <u>取締役会は、その決議によって当社の業務執行を担当する取締役を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招 集)</p> <p>第24条 取締役会の招集は会日の3日前に各取締役および各監査役に対してその通知を発するものとする。</p> <p>取締役および監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>[新 設]</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項については本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬・退職慰労金)</p> <p>第26条 取締役の報酬および退職慰労金は株主総会において定める。</p> <p>[新 設]</p>	<p>(招 集)</p> <p>第27条 取締役会の招集は会日の3日前<u>までに</u>各取締役および各監査役に対してその通知を発するものとする。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>取締役および監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開催する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 <u>当社は会社法第370条の要件を充たしたときは取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項については<u>法令または本定款のほか取締役会において定める</u>取締役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）</u>は株主総会<u>の決議によって</u>定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 <u>当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その取締役（取締役であつた者を含む。）の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="296 409 699 439">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="210 461 480 490">第27条 〔記載省略〕</p> <p data-bbox="229 515 336 544">(選 任)</p> <p data-bbox="210 555 783 775">第28条 監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>決する</u>。</p> <p data-bbox="229 848 336 878">(任 期)</p> <p data-bbox="210 889 783 996">第29条 監査役の任期は<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p data-bbox="325 1081 783 1189">補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p data-bbox="229 1202 395 1232">(常勤監査役)</p> <p data-bbox="210 1243 783 1314">第30条 監査役は<u>その互選により</u>常勤監査役を<u>定める</u>。</p> <p data-bbox="229 1323 336 1352">(招 集)</p> <p data-bbox="210 1364 783 1471">第31条 監査役会の招集は会日の3日前に各監査役に対してその通知を發するものとする。</p> <p data-bbox="325 1556 783 1664">監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p data-bbox="229 1677 424 1706">(監査役会規程)</p> <p data-bbox="210 1718 783 1825">第32条 監査役会に関する事項については本定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p data-bbox="895 409 1297 439">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="815 461 1114 490">第32条 〔現行どおり〕</p> <p data-bbox="834 515 941 544">(選 任)</p> <p data-bbox="815 555 1372 819">第33条 監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p data-bbox="834 848 941 878">(任 期)</p> <p data-bbox="815 889 1372 1189">第34条 監査役の任期は<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p data-bbox="834 1202 1029 1232">(常勤の監査役)</p> <p data-bbox="815 1243 1372 1314">第35条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する</u>。</p> <p data-bbox="834 1323 941 1352">(招 集)</p> <p data-bbox="815 1364 1372 1664">第36条 監査役会の招集は会日の3日前までに各監査役に対してその通知を發するものとする。<u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる</u>。 監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開催する</u>ことができる。</p> <p data-bbox="834 1677 1029 1706">(監査役会規程)</p> <p data-bbox="815 1718 1372 1865">第37条 監査役会に関する事項については<u>法令または本定款のほか</u>監査役会において定める監査役会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬・退職慰労金)</p> <p>第33条 監査役の報酬および退職慰労金は株主総会において定める。</p> <p style="text-align: center;">〔新 設〕</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第34条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第35条 利益配当金は毎営業年度末日現在の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払うものとする。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第36条 当社は取締役会の決議により毎年9月30日現在の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して中間配当を行うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第37条 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日より満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第38条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は会社法第426条第1項の規定により、監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。 前項のほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>